四二　ダルエスサラーム市交通機能向上計画のための贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の書簡の交換に関する件　七　三

四三　タザラ交差点改善計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の書簡の交換に関する件　七　三

四四　貧困農民支援に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の書簡の交換に関する件　七　三

四五　国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示　一二　三

四六　バリンゴ郡村落給水計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件　七　三

四七　貧困農民支援に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一三　六

四八　貧困農民支援に関する日本国政府とチュニジア共和国政府との間の口上書の交換に関する件　一三　六

四九　円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とチュニジア共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一三　六

五〇　円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一三　六

五一　サルパン県タクライ灌漑システム改善計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とブータン王国政府との間の書簡の交換に関する件　一八　五

五二　貧困農民支援に関する日本国政府とブータン王国政府との間の書簡の交換に関する件　一八　六

五三　紛失の届出により失効した旅券の告示　一八　30　一

五四　パレスチナ自治区住民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　二一　七

五五　日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第七条及び附属書Gに基づく資金の提供に関する書簡の交換に関する件　二二　三

五六　ナンガルハール農村インフラ改善計画のための贈与に関する日本国政府とアフガニスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二五　二

五七　食糧援助に関する日本国政府とトーゴ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二五　二

五八　国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるコンゴ民主共和国に対する武器禁輸措置等に違反した者等を指定する件の一部を改正する件　二七　37　七〇

五九　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に関与する者を指定する件の一部を改正する件　二七　37　七二

六〇　食糧援助に関する日本国政府とコンゴ民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二八　二

○財務省

二九　出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件　六　三

三〇　支出官事務規程第十一条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を定める等の件　六　三

三一―三三　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　六　五

三四　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　七　24　二

三五　国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　七　24　三

三六―三八　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　七　24　四

三九―四五　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　七　24　四

四六―四八　国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一三　27　四三

四九―五二　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　一三　27　五〇

五三　寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件　一三　27　五一

五四　外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令により財務大臣の指定する国の一部を改正する件　一五　四

五五―五七　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二二　34　九

五八　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十四年度の初日から平成二十五年一月三十一日までの輸入数量を告示する件　二八　二

五九　平成二十四年度の初日から平成二十五年一月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件　二八　三

六〇　平成二十四年度の初日から平成二十五年一月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件　二八　三

六一　電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件　二八　三

六二　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　二八　39　三九